

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年7月26日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

銀行からの借入を収入として返還させるのは憲法違反、生存する権利の侵害になるのではないか。銀行の正当な貸し出し、生活保護者が自分の命を守る正当な借入である。銀行からの借金は全部利息を含めて返済した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年4月19日	諮問
令和元年6月25日	審議（第34回第4部会）
令和元年7月23日	審議（第35回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (3) 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(3)によれば、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」等については、収入として認定しないこととされている。この次官通知を受けて「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・2・(3)において、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは、「事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金」、「就学資金」等に該当し、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ることとされている。

なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である。

(5) 地方自治法236条1項によれば、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効によって消滅するとされ、また、同条2項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとするとしている。

2 これを本件についてみると、本件借入金によって、請求人の保護受給期間中における最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加していると認められる。また、本件借入金は、請求人の説明によれば、銀行のカードローンによるものであり、生活のために

費消したものと認められることから、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」等であって収入として認定しないものには当たらず（上記1・(4)参照）、請求人の保護受給期間中の収入と認定すべきものである。

そして、平成29年4月20日に請求人は、処分庁に対して本件借入金に係る収入・無収入申告書等を提出したことから、その後、処分庁は、法29条1項の規定により、自らの調査によって初めて本件借入金の状況を正確に把握するに至ったことが認められる。

そのため、処分庁は、本件返還対象期間（平成25年8月から平成28年9月まで）中において、本件借入金による収入が現にありながら、請求人に対する保護を過大に実施せざるを得なかったことから、請求人に対する本件返還対象期間中の保護については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものと判断した上で、本件処分日（平成30年7月26日）前5年間を超える保護費の徴収権は、消滅時効が完成したものととして取り扱うこととし（地方自治法236条1項及び2項）、本件処分により請求人が返還すべき金額を2,531,705円と決定したことが認められる。

なお、処分庁は、本来、本件処分に係る返還決定額を本件借入金に相当する支給済保護費の額（2,538,705円。別紙参照。）とすべきところ、誤って2,531,705円と過少に算定し、違算があることが認められるものの、請求人にとって不利益なものとはなっていない。

3 請求人は、銀行からの借入を収入として返還させるのは憲法違反、生存権の侵害になるのではないか等と主張する（第3）。

しかし、「法4条1項にいう『その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの』及び法8条1項にいう『その者の金銭又は物

品』とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものと解され、法はこれらについて特に限定しておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである」とされている（札幌地方裁判所平成20年2月4日判決参照。裁判所ウェブサイト掲載）。また、本件借入金は、収入認定の例外として取り扱うべきものに当たらないことは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）